

平成 27 年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会
議事概要

日時：平成 28 年 1 月 26 日（火）13：30～16：00

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室

出席者

検討委員

小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 講師
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 取締役
竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 主任研究員
平田 滋樹	長崎県農林部農山村対策室鳥獣対策班 係長
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

事務局

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 鳥獣保護管理企画官
道明 真理	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
澤 邦之	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
黒江 隆太	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 指定管理鳥獣係長
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 共生事業係長

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃
小林 喬子	〃

議事

- (1) イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について
- (2) 市街地出没対応の考え方と平成 27 年度保護・管理レポート案について
- (3) イノシシの保護・管理に関する今後の検討の方向性
- (4) その他

配付資料

出席者名簿

イノシシ保護及び管理についての検討会開催要綱

資料 1 イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について

資料 2 - 1 イノシシの市街地出没について

資料 2 - 2 平成 27 年度保護・管理レポート案について

- 資料3 イノシシの保護・管理に関する今後の検討の方向性
- 参考資料1 イノシシの分布状況
- 参考資料2 階層ベイズ法によるイノシシの生息数推定結果
- 参考資料3 都道府県別のイノシシ捕獲数（平成21～25年度）
- 参考資料4 特定計画の策定状況と特定鳥獣生息状況
- 参考資料5 平成27年度ニホンジカ、イノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業実施状況
- 参考資料6 イノシシ保護・管理に関して平成24年度に整理された課題

議事概要

（1）イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について

（資料1、参考資料1～5を説明）

（2）市街地出没対応の考え方と平成27年度保護・管理レポート案について

（資料2-1、2-2を説明）

（委員）イノシシの市街地出没パターンを2つに分けているが、突発的な出没、恒常的だが人には慣れておらず環境に慣れている個体の出没、恒常的で人に慣れている個体の出没、の3つに分けるべき。

また、西日本では山に近い地域で出没するようになってから市街地へ出没するようになることが多かったが、東日本でイノシシの分布が拡大している地域においては、分布してから10年程度（山での生息密度が高くなる前）で市街地まで出没しゴミ等をあさっている事例がある。これは、箱わなによる捕獲技術が低く、餌をまきすぎてイノシシを誘引していることが原因と考えられるため、箱わなの適切な利用についても留意しておく必要がある。

（委員）イノシシの市街地出没に関するアンケートを受け取った都道府県担当者により言葉のとらえ方が異なるため、今後アンケート結果を精査するのであれば「市街地出没」や「人身事故」等について定義を明確にすべきである。

（委員）日本では基本的にイノシシは森林地帯を中心に生息しているが、世界的にみると様々な環境に適応することが確認されている。新たに分布が拡大している地域では、あらゆる環境に適応しながら行動圏を広げているのだと思う。多くの地域で、人が気付かないうちに、イノシシが身近な河川や裏山等で恒常的に生活し、何かのきっかけで突発的に出没するという状況にある。突発的であれ恒常的であれ、多くの地域で出没のリスクが高い状況にあることを整理して伝えることが重要。

また、学習した特定個体による被害は甚大であり、気付かないうちに学習が起こった場合、行動が突然エスカレートすることは追記した方がよい。

（委員）レポートでは、作業員が安全に追い払いを行う方法も紹介するのか。イノシシが出没した際に、警察官がネットやさすまたで対応しているのを見るが、非常に危険なやり方だと思う。

（委員）もし出勤する人の行動についても言及できるのであれば、警察が出勤する際には透過

性のない盾を使用すべきであると記載してほしい。

(事務局) 長崎県のイノシシ市街地出没対応マニュアルにも適切な対応について詳細に載っているため、レポートにはマニュアルを紹介するか抜粋した内容を掲載したいと思う。

(委員) 難しい問題ではあるが、市街地ではマスコミ対応も課題になるので注意が必要。

(委員) 対応する際にとり得る選択肢(捕獲をする・しない、捕獲をする場合の捕獲方法等)について幅広く提示するのが重要。事前の対策と出没後の対応については分けて書くべき。出没後の対応としても、緊急ですぐに捕獲が必要な場合と、後々箱わな等で捕獲すればよい場合とで異なる。状況よっての整理と、要因よっての整理が必要。

(委員) 出没した際は、速やかに現場の状況を判断して、次の対策を協議することが重要。イノシシが出没してから対応は限られているため、恒常的にイノシシがいるのだとすれば、出没抑制対策を十分に行う必要がある。急に痕跡が増える等、分布の拡大や個体数の増加が分かった場合には、個体数をコントロールする等の対応も必要になってくる。

(委員) 保護・管理レポートで対象としている人が必要としている情報を提供すべき。

(事務局) レポートは都道府県担当者を対象としているため、都道府県の役割を書く。実際の出没現場での対応については、各地域で出している出没対応マニュアルを紹介する等でフォローしたい。

出没対応マニュアルの需要が多いのであれば、別途マニュアルを作成することもあるか。

(事務局) 必要であれば、次年度以降検討したいと思うが、今年度のレポートについては、都道府県を対象にした事前の準備に重点を置いたものにしたい。

(委員) 分布が人口密集地に近づいているという情報は都道府県が把握していると思う。多くの大都市では捕獲の手段を持っていないことが多い。都道府県の役割としては、低密度状態あるいは少し出没があった時点で捕獲体制を整備しておくことだと思う。また、人口密度が高い地域での捕獲方法を検討しておくことが重要となる。

(委員) 都道府県の役割としては、指定管理鳥獣捕獲等事業を市街地出没抑制のための捕獲に使うことが可能だろう。

(事務局) 都道府県と市町村の具体的な役割を示すことはできないが、必ず連携すべきであることは明記する。市街地出没は局所的な問題であることが多いので、都道府県がどこまで関わるかは地域ごとに異なると思う。

(委員) 予防の観点になるかもしれないが、飼育個体が逃亡した場合に市街地への恒常的な出没につながることもあると思うので、留意が必要。また、イノシシに関しては、交通事故が大きな問題で注意が必要。

(2) イノシシの保護・管理に関する今後の検討の方向性

(資料3を説明)

(委員) 指定管理鳥獣捕獲等事業の結果、イノシシの生息密度調査手法は十分には確立されていないため、生息数が減少しているかは分からないことが多いだろう。好適な生息環境が整っている状況では、捕獲だけで生息密度を減らすことは難しい。ただ、十分な捕獲圧を

かけることで個体群に影響を及ぼしているかについては、捕獲圧が高いと若齢化するため、年齢構成を把握することで分かると思う。若齢化することで、個体群の繁殖能力をある程度低く抑える可能性があることは評価できる。

(委員) 来年度はこれまで実施してきた事業を整理するとあるが、事業の中に研究は入るのか。また、整理だけではなく評価もすべきだと思う。

(事務局) 保護・管理に直接関係するのであれば研究も含まれる。また、効果があったかどうかの評価まですべきだと思う。

(委員) 評価のひとつとして、経済的な評価(対コスト)もあるだろう。

(事務局) 指定管理鳥獣捕獲等事業の評価については、経済面からの評価も可能だと思う。経済的な方面からの評価ができるものとできないものは分けなくてはならない。

(委員) 必要な評価軸は何かについても検討していく必要がある。

(委員) イノシシの保護・管理においては、農業被害低減に加えて個体群管理も重要。農業被害対策は進んでいるので、今後は分布拡大や個体数増加を抑えるために、個体群管理(森林内における密度管理)が必要になってくる。今後、森林内での密度管理は重要な検討課題となるため、全国から収集した捕獲データを分析し、効率的に捕獲が行われている地域、捕獲が行われていない地域等を整理すると良い。捕獲が行われていない地域については、社会的、人的、制度等の課題を抽出し解決していくことが、個体群管理につながると思う。

(委員) 指定管理鳥獣捕獲等事業については、既存の捕獲体制や捕獲方法では実施困難なところを中心に実施できれば良いと思う。捕獲場所や捕獲をする目的を明確になるよう整理すべきである。

(事務局) 今後、指定管理鳥獣捕獲等事業の運用状況も把握しなくてはならないと思う。

(委員) 都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するまでの過程や取り組み事例を把握することは重要である。本事業に重点を置いて、イノシシについての課題や成功した技術等について情報収集すべきである。今ある事業や予算をうまく利用するにはどのようにしたらよいかを示せると良い。

以上